労働者派遣個別契約書

Ver 1.00

甲と乙は次の条件で労働者派遣個別契約を締結する。

派遣期間	～	派遣人数: 人	
派遣受入期間制限	派遣先の事業所における期間制限に抵触する最初の日：		
派遣先事業所	（TEL）		
就業場所名称	（TEL）		
就業場所住所			
組織単位(職名)			
派遣先責任者	（TEL）		
業務内容			
指揮命令者	（TEL）		

所定労働時間及び休憩時間	就業時間	契約時間	休憩時間	深夜休憩	休憩時間帯
	1. ～				
	2. ～				
	3. ～				
	4. ～				
	5. ～				

就業日・休日	
所定時間外労働	〔法定時間内〕1日及び1週間の法定労働時間まで就労させることができる。 〔法定時間外〕1日8時間／1ヶ月45時間／1年360時間迄の範囲まで就労させることができる。 ※法定時間外は乙の労使協定により年6回を限度に1ヶ月80時間(年750時間)まで延長させることができる。
休日労働	〔法定外休日〕全日において命ずることがある。　〔法定休日〕1ヶ月に5日を限度にする。
派遣料金	①基本料金： 円／時間　④法定外休日： 円／時間 ②残業料金： 円／時間　⑤法定内休日： 円／時間 ③深夜割増： 円／時間 ※計算単位: 時間外勤務(法定外休日含む)が60時間を越えた場合、その超えた時間分については上記金額の50%割増とする。
特約事項	特になし
支払条件	締日:毎月　支払日: 日 ※甲は請求書を検収の上、当該派遣料金に消費税相当額を加算した額を、乙が指定する銀行口座へ振込むものとする。
安全及び衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。 【特記事項】　健康診断の実施等健康管理を講ずる
福利厚生等	
苦情の申出先及び処理方法	(派遣先)　（TEL） (派遣元)　（TEL） 派遣先・派遣元責任者もしくは担当者が連携し、誠意をもって遅滞なく適切かつ迅速に処理し、その結果を派遣労働者に通知するものとする。
派遣契約解除の場合の措置	1.甲は、甲に起因する事由により派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合は、乙の合意を得るとともに、乙に対し30日前までにその旨の申し入れを行う。 2.甲及び乙は、派遣契約期間の満了前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない派遣契約の解除を行った場合には、連携して甲の関連会社での就業を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る。 3.甲は、甲の責に帰すべき事由により派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合は、派遣労働者の就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、乙が派遣労働者を休業させる為に生じる休業手当に相当する額以上の額、またやむを得ない事由により解雇する場合は、1の期間の猶予をもって行われなかった事により乙が解雇の予告をしない場合は30日分以上、当該予告日から解雇日までの期間が30日に満たないときは当該解雇日の30日前の日から当該予告日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について損害の賠償を行わなければならない。その他、甲は乙と十分に協議し、適切な前後処理策を講じる。甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合は、甲及び乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。 4.甲は、派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約解除事由を乙に明らかにする。
派遣元事業所及び責任者	(派遣元責任者) （TEL）
派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元事業主に対して、別途定められた紹介手数料を支払うものとする。
派遣労働者の限定	

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

(甲)　(乙)

印　印

労働者派遣事業許可:
有料職業紹介事業許可: